平成２２年（フ）第２０７号
北海道河西郡芽室町西５条１丁目１番地８
ハイツ５．１―105号室
債務者　青木　　学
1　決定年月日時　平成22年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月11日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月18日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２２年（フ）第２１０号
北海道河東郡音更町木野大通西11丁目１番地５　グレイスタウンＣ棟102
債務者　増田　夕子
1　決定年月日時　平成22年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月11日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月18日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２２年（フ）第２１１号
北海道上川郡新得町屈足緑町西３丁目２番地
債務者　後藤　　稔
1　決定年月日時　平成22年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月11日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月18日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２２年（フ）第２１４号
北海道帯広市大正町443番地７
債務者　篠原リツ子
1　決定年月日時　平成22年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月11日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月18日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２２年（フ）第２１７号
北海道帯広市西11条南17丁目２番地２　エスレイア３―201号室
債務者　谷口　　忍
1　決定年月日時　平成22年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月11日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月18日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２１年（フ）第２８１号
北海道苫小牧市弥生町２丁目20番８号、開始決定時の住所北海道苫小牧市柳町４丁目１番21号
破産者　渡邊　祥博
1　決定年月日　平成22年８月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２２年（フ）第６１号
奈良市神殿町158番地　510号
破産者　東田　英男
1　決定年月日　平成22年８月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第１７５号
奈良県大和郡山市千日町44番地９
破産者　岡本　辰郎
1　決定年月日　平成22年８月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第２４５号
奈良県天理市前栽町360番地　フレグランス前栽103号室
破産者　瀬戸美代子
1　決定年月日　平成22年８月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第２９４号
奈良市あやめ池北３丁目９番10―101号
破産者　榎本　佳子
1　決定年月日　平成22年８月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第６６号
茨城県牛久市さくら台４丁目28番地２
破産者　嶋田　　守
1　決定年月日　平成22年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２２年（フ）第７６３号
横浜市都筑区北山田４丁目20番14―203号
破産者　土屋香代子
1　決定年月日　平成22年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３４号
長野県木曽郡南木曽町読書1794番地、前住所岐阜県恵那市大井町2632番地53　みどり荘５号
破産者　岡田　茂幸（旧姓栗屋）
1　決定年月日　平成22年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２１年（フ）第５８８号
愛知県丹羽郡扶桑町大字柏森字丙西屋敷１番地
破産者　後藤　俊一
1　決定年月日　平成22年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第６７７号
京都市伏見区桃山町鍋島１番地１
破産者　松本　健三
1　決定年月日　平成22年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１５号
京都府舞鶴市字魚屋104番地
破産者　髙井　亮栄
1　決定年月日　平成22年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２２年（フ）第２９号
兵庫県篠山市池上142番地２
破産者　石名田　保
1　決定年月日　平成22年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所柏原支部破産係

平成２１年（フ）第２１５２号
福岡市博多区東平尾２丁目２番50―301号
破産者　池田　孝利
1　決定年月日　平成22年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部